

品川区公共工事の前払金取扱要綱

(昭和 49 年 4 月 1 日区長決定)

要綱第 60 号

(平成 5 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 12 年 1 月 1 日一部改正)

(平成 16 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 7 月 21 日一部改正)

(平成 31 年 2 月 26 日一部改正)

(令和 6 年 7 月 19 日一部改正)

(通則)

第 1 条 品川区契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日品川区規則第 8 号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の制限)

第 2 条 規則第 49 条の 2 第 1 項により前金払の対象とされる土木工事等または設計等（以下「工事等」という。）であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、工事等を主管する部の部長（以下「工事等主管部長」という。）が特に必要と認める場合は、前払金の全部または一部を支払うことができる。

(1) 工期または履行期間が 60 日未満の工事等

(2) 契約金額が 300 万円未満の工事等

(3) 支給材料を支給する工事等で、契約金額（落札金額）に支給材の額を加えた額の 4 割以上（契約金額が 50 億を超える土木工事等にあつては 1 割以上）の材料を支給するもの。

2 前項に定める場合のほか、工事等主管部長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときまたは前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部または一部を支払わないことができる。

(前金払の端数整理)

第 3 条 前払金に 10 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象および率等の明示)

第 4 条 前金払の対象とされる工事等および前金払の率等については、入札条件または見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前金払に関する特約事項)

第 5 条 前払金を支払う工事等に関する契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

(1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。

(2) 前払金の請求手続に関すること。

(3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払または返還に関すること。

- (4) 保証契約の変更にすること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額にすること。
- (6) 前払金の使途制限にすること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還にすること。

(前払金の請求手続)

第6条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させたうえで、行なわせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他工事等主管部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払または返還)

第7条 規則第49条の2第2項の規定により前払金を追加払し、または返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合においても前払金の合計額は、同条第1項に規定する限度額を超えることができないものとする。

- (1) 契約金額を増額した場合、土木工事等については増額後の契約金額の4割、設計等については増額後の契約金額の3割をそれぞれ超えない範囲内（当初の前払金の支給率が土木工事等については4割、設計等については3割を下回るときは、その率とする。次号において同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額
- (2) 契約金額を減額した場合、支払済みの前払金の額から土木工事等については減額後の契約金額の4割、設計等については減額後の契約金額の3割をそれぞれ超えない範囲内に相当する額を差し引いた額。
- 2 増額後または減額後の契約金額が50億円を超える土木工事等について前払金を追加払し、または返還させる場合における前払金の額は、前項各号の規定中「4割」とあるのは、「1割」とする。
- 3 規則第49条の2第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 規則第49条の2第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事等主管部長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。
- 5 規則第49条の2第2項に規定する場合において、残工期または履行期間が30日未満のとき、その他工事等主管部長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、または返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第8条 規則第49条の2第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をし保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

- 2 既定の工期または履行期間が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。
- 3 規則第49条の2第2項の規定により前払金を返還させる場合および既定の工期または履行期間が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第9条 前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第51条第2項の規定に基づき次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times 9/10 - \text{前払金額} \times \text{既済部分の代価} / \text{契約金額}$$

(前払金の使途制限)

第10条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第11条 規則第49条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第49条の2第3項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に第7条第4項に規定する率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事等の前払金)

第12条 2年度以上にわたる工事等であっても、前払金は、規則第49条の2第1項の規定により契約金額に応じて算定した額を限度として支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事等に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事等の特例)

第13条 債務負担行為を伴う工事等について、第2条第2項の理由により前払金の全部または一部を支払うことができなかった場合において、工事等主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日以後に締結する契約について適用する。